

## 焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準

平成22年12月3日制定

### (趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、焼津市が管理する郵便用封筒（以下「封筒」という。）を使用した広告の掲載に関して必要な事項を定める。

### (広告の基準)

第2 広告は、要綱第3条の第1項の各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中の者の広告
- (2) 市税を滞納している者の広告

### (広告の種類、規格・表示色、掲載面、募集枠、作成枚数及び掲載料)

第3 広告の種類、規格・表示色等及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形3号封筒（市内）	縦25mm×横90mm 単色	裏面	6枠	10万枚	42,000円
角型2号封筒		表面	8枠	5万枚	30,000円

- (1) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。
- (2) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。  
「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

### (広告の掲載期間)

第4 広告の掲載期間は、当初に作成した封筒の在庫がなくなるまでとする。

### (広告の募集方法)

第5 広告の募集は、広報やいづ又は焼津市ホームページにより行うものとする。

### (記載の申込み)

第6 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、焼津市郵便用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 掲載する広告の内容を写した原稿
- (2) 同意書（第2号様式）

(広告の選定方法)

第7 掲載する広告は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て決定するものとする。

2 申し込みの件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。

3 掲載位置（枠順）においては、同様に抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

第8 市長は、広告の掲載の申し込みがあったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定し、焼津市郵便用封筒広告決定通知書（第3号様式）により申込者へ通知するものとする。

(掲載の実施の手続等)

第9 掲載者は、焼津市郵便用封筒広告決定通知書（第3号様式）に記載された納付期限までに、掲載料を一括納付しなければならない。

2 市長は、掲載者と内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。

3 その他手続き等については、要綱第6条の定めるところによる。

(補則)

その他広告の掲載に関し疑義が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

附則 この運用基準は、制定の日から施行する。

附則 この運用基準は、平成23年6月22日から施行する。